

健康保険あきた

令和4年1月
第134号

〈発行〉
全国健康保険協会
(協会けんぽ)秋田支部
秋田市旭北錦町5-50
シティビル秋田
Tel:018-883-1800
(平日8:30~17:15)

協会けんぽ 秋田 検索



職場内で掲示・回覧を
お願ひします



健診対象者データを

ダウンロードできます

ご利用方法

健診実施機関へ生活習慣病予防健診(35歳以上の被保険者様の健診)の申込みをする際、健診申込者の一覧をデータで求められることがあります。そんな時には、協会けんぽのホームページ上にある「情報提供サービス」から健診対象者一覧データ(CSVファイル)をダウンロードすることが可能です。



【情報提供サービストップ画面イメージ】

① ユーザーIDの申請

協会けんぽホームページの情報提供サービストップ画面からユーザーIDの申請が必要です。

② 情報提供サービスへログイン

③ ダウンロードパスワードの設定(初回のみ)

↓健診対象者一覧のダウンロード
ダウンロードパスワードを設定後、健診対象者一覧をダウンロードすることが出来ます。

【お問い合わせ】保健グループ
☎018(883)1893

お知らせ

令和3年度の生活習慣病予防健診も引き続き実施しています。また、検診車による集団健診を「みやぎ健診プラザ」及び「JCHO秋田病院」にて実施しています。希望する健診機関の予約がいっぱいで今年度の健診を受けられていない場合は、ぜひご活用ください。



検診車による集団健診の日程等について
詳しくはこちらをご覧ください。

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。新型コロナウイルスの感染は落ち着きを見せているとは言え、まだまだ油断ができない状況ではございますが、本年も職員一同加入者と事業主の皆さまのお役に立つ情報の提供に一層のサービス向上に取り組みまいります。引き続き、ご理解とご協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。皆さまにとりまして本年が幸多き年でありますよう心より祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。

協会けんぽ秋田支部

支部長 加藤 尊

メルマガ会員募集中

健康保険の最新情報を毎月無料でお届けします！

登録は協会けんぽホームページから行うことができます！
スマホでもOK



協会けんぽ秋田支部データ

令和3年8月末現在の確定値
()内は対前年同月比

- 事業所数 16,501社 (277社)
- 被保険者数 203,555人 (△694人)
- 被扶養者数 114,899人 (△3,184人)
- 平均標準報酬月額 243,768円 (1,225円)

ご退職後の健康保険について

ご退職後に加入する健康保険には、「協会けんぽの任意継続」「国民健康保険」「ご家族の健康保険（被扶養者）」の3つの方法があります。毎月納める保険料などを比較のうえ、加入される健康保険のお手続きをお願いします。

ご家族の健康保険 (被扶養者)	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	制度 手続先
ご家族の勤務先	市町村の国保担当課	協会けんぽ	条件
<ul style="list-style-type: none"> 扶養認定の基準は、加入先の健康保険によって異なる *詳しくはご家族のお勤め先にお問い合わせください 	<ul style="list-style-type: none"> お住まいの市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください 	<ul style="list-style-type: none"> 退職日まで被保険者期間が継続して2か月以上必要 退職日翌日から20日以内に手続が必要 加入期間は最長2年 	保険料
<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽの場合、被扶養者に保険料負担はありません 	<ul style="list-style-type: none"> 加入する世帯の人数や、前年所得に応じて変わる 減免制度あり 市町村によって保険料が異なる 	<ul style="list-style-type: none"> 在職中の保険料を2倍した金額 保険料に上限あり 収入の増減で保険料が変わらない 	

※任意継続の保険証は、発行されるまでにお時間がかかりますので、あらかじめご承知おたください。

退職時の注意点

▼保険証の使用は

退職日までです!

在職時の保険証を使用できるのは、退職日までです。資格の無い保険証を使用してしまうと、後日、保険給付した医療費を返還いただくこととなります。

▼保険証の回収は家族の分も

忘れずに!

退職時に、ご本人様とご家族様の保険証をすべて確実に回収いただき、日本年金機構に提出してください。(電子申請による届出の場合も同様に回収のうえ日本年金機構に提出してください。)

▼特定疾病療養受療証等を

お持ちの方は新たに

お手続きが必要です

特定疾病療養受療証や限度額適用認定証についても使用できるのは、退職日までです。次の健康保険で改めてお手続きが必要です。

任意継続のお手続きは郵送で!

任意継続加入のお手続等、すべて郵送での申請が可能です。なお、申請用紙や記入例は協会けんぽホームページからの取得が便利です。ぜひご利用ください。

【お問い合わせ】業務グループ
☎018(883)1800

メルマガ
登録者限定



「相場詩織さん」とコラボした
健康づくり動画を限定公開しています!!

“相場詩織さん”とコラボした健康づくり動画を毎月更新しています。

メルマガ登録者様限定サービスですので、この機会にご登録をお願いします。

【お問い合わせ】
企画総務グループ
☎018(883)1841



登録はカンタン!

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/akita/cat130/4683-24464/>
のURLを直接入力、または左の2次元コードを読み込んでアクセスしてください



お知らせ

協会けんぽ秋田支部では、特定保健指導業務の一部を「株式会社ベネフィット・ワン」、要治療者等に対する医療機関への受診勧奨電話業務の一部を「株式会社エム・エイチ・アイ」に業務委託しています。